

「ゆりかごから墓場まで」

政治経済学部 1 年 井守健太郎

目次

- 1 序
- 2 社会認識
- 3 理想社会・問題意識
- 4 現状分析
- 5 戦後日本の社会保障の成立
- 6 スウェーデンモデルの検討
- 7 少子化対策の歴史
- 8 少子化の原因
- 9 少子化に対する政策

1 序

現在の日本において、社会保障と税の一体改革など、社会保障制度の在り方の見直しが進んでいる。私は入会以前から、少子高齢化という社会保障の維持を脅かしうる根本的問題現象に対する政府の政策の非妥当性や不足を痛感していた。本レジュメを以て、社会保障制度の維持という問題に対して、短期的な視点から税制制度を見直し、かつ長期的な視点から少子高齢化問題の解決を目指していきたい。

2 社会認識

1960 年代の高度経済成長によって、都市化が進んだ。従来の農村社会は労働力として子どもの価値があり、また村落という共同社会の中で子どもを育てていく環境の存在する社会であった。

これに対し、都市社会においては賃金労働であるが故に子どもが労働力として必要とされず、同時に都市化によって核家族化が進むことにより、世代を超えて子育てを行っていくという環境は減少した。このような都市化の影響によって、1940 年代は 4.0 あった出生率は、1970 年代は 2.0 付近まで低下した。しかし、一家庭に二人の子どもが存在するという、人口が減りも増えもしない状況を維持することができる環境が 1970 年代には未だ整えられていたのである。

また、この時期には若者は終身雇用という安定した雇用の下で安定した収入を得る生活を送っていた。しかし、1973 年のオイルショックなどによって 74 年には戦後初めて、経済成長率がマイナス成長を記録した。加えて、1990 年代以降のグローバル化によって、特に製造業企業は海外の新興諸国との低価格競争に勝つために、経費削減を強いられた¹。これによって、直接投資や海外受注で生産コストを低下させることを企業は目指し、国内雇用は流動的になった。こうして、伝統的な終身雇用形態が瓦解し、非正規雇用者の数は増加した。これにより、若者層の低所得化が進んだのである。

¹ 我が国の非正規雇用と経済のグローバル化：製造業に関する分析
<http://www.rieti.go.jp/publications/nts/11e029.html>(閲覧日は 8 月 17 日)

また、高学歴化によって女性が社会に進出し始めたのも 1970 年代であった。具体的には、大学や職場といった、それまで主に男性のコミュニティだった場所に女性が進出したのである。これらのことは出生率低下の原因となった。まず、女性が社会進出することによって、女性は子育てと労働の両立が難しくなった。さらに所得減については、一人の子どもが就職するまでにかかる費用が 1000 万円から 2000 万円も平均してかかるようになったことなどが原因となり、子どもを産むことを躊躇するようになった。このように、女性の社会進出と一家庭における所得が減ることによって、出生率は低下し続けた。さらに、「失われた 20 年」とも呼ばれる 1990 年代から今日に至る経済低迷によって子どもを持つ環境は一層悪化し、出生率の一段の落ち込みをもたらした。

同時に医学技術の進歩によって日本人の平均寿命は伸びた。男女ともに 80 歳以上まで生きることが平均的な時代となり、その分高齢者の数は増え続けている。

3 理想社会・問題意識

私の理想とする社会は「人々が継続的に安心してくらす社会」である。ここでいう安心とは、健康で文化的な最低限の生活を行える状態を指す。これは憲法第 25 条において、生存権として保障されているものである。健康である、とは医療サービスを万人が受けることが出来る状態をさし、文化的であるとは消費活動や生産活動を一定の基準において行うことが可能である状態をさす。文化的基準とは、具体的には、生活保護制度において地域の 7 割の人が使用しているものを購入することが出来るという基準が挙げられる。また、最低限の生活とは衣食住が担保されている状態をさす。現行の日本において、それを守っているのがまさに社会保障制度である。

社会保障制度の維持のためには財源が必要であり、それを脅かす最大の問題は少子高齢化問題である。なぜなら、1 点目に少子高齢化が進み生まれる子どもの数が減る反面、老人の数が増え続けることによって、現役世代の社会保障に対する負担は増す一方であるからである。ここでは、国民負担率²という数字が指標となる。この値が大きければ大きいほど、国民一人あたりの租税の負担は大きくなる。国民負担率が増すことによって、社会保障の維持を脅かす点は二点存在する。

一点目に現役世代の拠出ではまかないきれない歳出を赤字国債の発行によりまかなうことによって将来にまで負担を残し、名目 GDP に対する政府債務残高比率は上昇し続けてしまうことである。実際、財務省によると、2012 年、この値は 219% に昇っている。OECD 主要国の中で比較しても、この値は突出して高いものとなっている。

二点目に、社会認識で述べたように現在若者の所得が減少している中で国民負担率が増加してしまうことによって、国民年金の未納率が上昇してしまうことである。実際、最新の厚生労働省の発表によると 2011 年度の年金納付率は 58.6% と過去最低を更新した。また、図 1 で示しているように、国民年金の未納率は年々上昇傾向にある。さらに、厚生年金を支える社会保険料に関しても、国民年金の納付率が 80% から 60% に低下することによって、厚生年金の給付水準(所得代替率)が 1.0 ポイントから 1.2 ポイント低下するのである³。

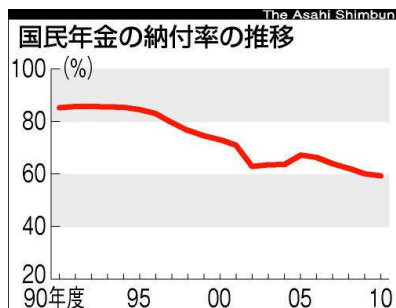
² 国民所得に占める、国民と企業の税金と社会保障費の負担割合

³ 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』p.174 より

厚生労働省はこの原因は、若者の低所得化による保険料の負担増だと発表⁴しており、年金納付率が低くなることで年金制度の維持そのものが難しくなるのである⁵。

以上より、社会保障制度の維持は脅かされるのである。

図1 国民年金の納付率の推移

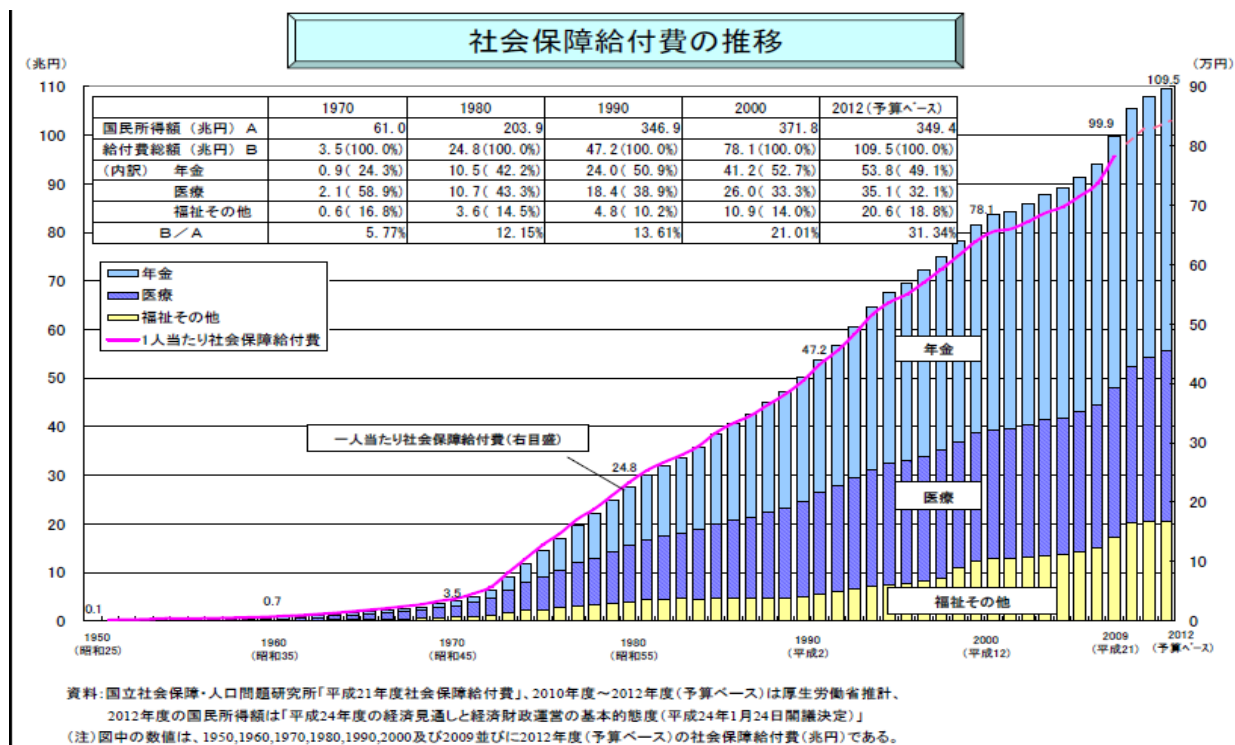


4 現状分析

4-1. 社会保障予算の現状分析

現在の日本において、社会保障給付費は 109.5 兆円である。この社会保障給付費は、年々増加している(図2)。これによって、社会保障給付費の対 GDP 総額費の割合は年々増加しており、2001年には15%だったのに対し、2011年には22.3%となっている。社会保障関係費についても、2012年の一般歳出51.8兆円のうち、その半分の26.3兆円が歳出されている。

図2 社会保障給付費の推移



⁴ 平成20年国民年金被保険者実態調査結果より

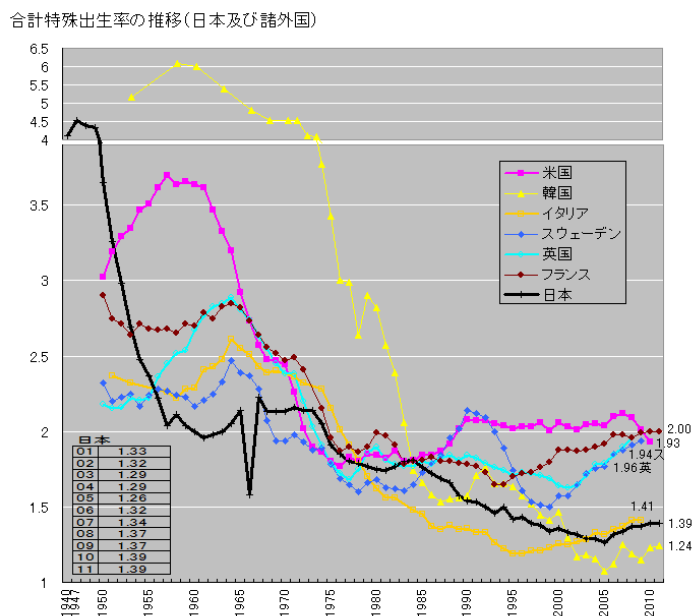
⁵ 他にも年金制度の維持を脅かすものとして学習院大学の鈴木教授は、厚生年金は2033年度、国民年金は2037年度に積立金が枯渇するという試算を出した

また、これらの将来推計に関しては、内閣官房室社会保障改革担当室の「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」に書かれている。これによると、2025年には社会保障給付費は151.0兆円にまでのぼり、これはGDP総額607.4兆円の24.9%を占める。この中で、年金は2011年に53.6兆円の給付があったのに対し2025年には61.9兆円の給付に増え、医療に関しても2011年の33.6兆円の給付から2025年には53.3兆円に増えると試算されている。ゆえに、この2つの給付費は特に増加するのである。

4-2. 少子高齢化の現状分析

現状、日本の人口構造は総人口12000万人に対して、0歳から14歳の年少人口は1600万人、15歳から64歳の生産年齢人口は8100万人、65歳以上の老年人口は2900万人となっている。統計局によると、これが2047年になると全人口11000万人に対し年少人口は1000万人、生産年齢人口は6200万人、老年人口は3700万人となる。つまり、35年後には生産年齢人口は1900万人も減少し、同時に老年人口は800万人増加するのである。また、出生率に関しては、1970年代以降継続的に低下している。現在の1.39という出生率は世界181ヶ国中、175位である。2005年に戦後最低の1.24という出生率を記録して以降、多少の回復が見られるが、依然世界と比較して低い水準のままである(図3)。

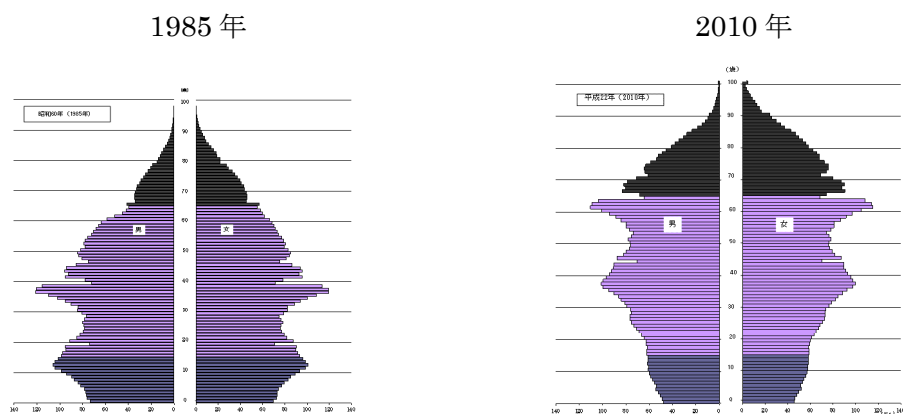
図3 合計特殊出生率の推移(日本及び諸外国)



(注) 合計特殊出生率は女性の年齢別出生率を合計した値。数字は各国最新年次。日本11年概数。
 (資料) 厚生労働省「平成13年度人口動態統計特殊報告」「人口動態統計」(日本全年、その他最新年)
 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2010」、Korea National Statistics Office

これに加えて現在も、高齢者の数が増加し続ける高齢化が進んでいる。現在の日本において、老年人口の割合は全人口のおよそ4分の1であり、図4を見ても分かるように、1985年と比較した人口ピラミッドにおいては、老年人口が増え、年少人口は減っている。このように、少子高齢化は進行し続けており、今後もその傾向は続くのである。

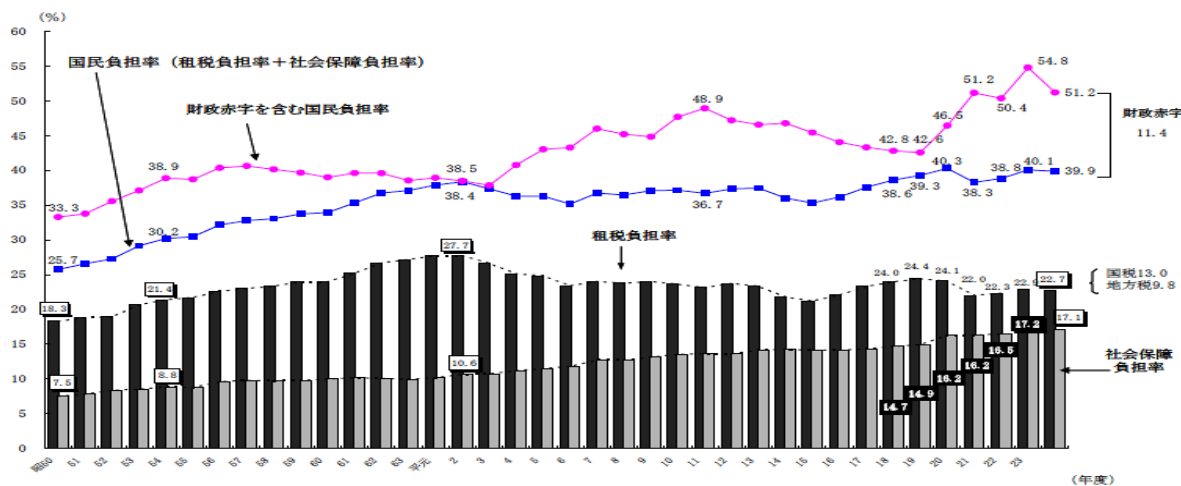
図4 人口ピラミッドの比較



4-3.国民負担率の現状分析

現状、日本の国民負担率は39.9%である。この内訳は、租税負担率が22.7%、社会保障負担率が17.1%となっている。さらに、これに国民一人当たりの国の債務残高を加えた潜在的国民負担率は、2012年の時点で51.2%である。その上がり幅は、国民負担率と比較して大きいものとなっている(図2)。なお、社会保障負担率は昭和60年から一貫して上昇傾向にある(図5)。

図5 国民負担率の推移



経済同友会の2006年度におけるシミュレーションによると、2050年の国民負担率は45.3%から60.8%になるという数値が試算されている。ただし、潜在的国民負担率については、財政赤字の増加に伴い、早々と50%を超え、2050年には約67%に達する⁶。また、これに加えて、今年度4月には東北大震災による復興特別所得税が徴収されることとなり、2014年度から消費税率が10%になることから、さらに国民負担率が上昇すると確実に言える。一方、内閣府も国民負担率上昇を問題と考えており、2005年には潜在的国民負担率を50%以内に抑えることを政府方針として発表した。しかし、潜在的国民負担率は2009年以降50%を上回り続け、政府の目標は不履行に終わった。

また、OECD主要国の国民負担率は、デンマーク、アイスランド、スウェーデンといった北欧の高福

⁶ 2050年シミュレーション結果 経済同友会
<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2006/pdf/060630d.pdf>(閲覧日は8月17日)

祉高負担国家においては70%付近という高い水準であり、また、西欧の平均的な国民負担率は50%程度となっている。

ここで、少子化対策が効果をあげるまでの20年から30年の間に、現行の社会保障制度が維持されるかを分析したい。2005年の経済同友会のシミュレーションによると、2030年で潜在的国民負担率は48.0%から54.4%となっており、また2040年では46.9%から58.5%となっている。これが基づいているのは、現行の野田政権が行った消費税10%という仮定である。他にも、経済財政諮問会議における「日本21世紀ビジョン」試算においては、消費税増税を考慮した「歳出維持・国民負担増ケース」においては2030年の潜在的国民負担率50.0%程度と予想されている。このように、今後20年から30年の間は、内閣の定めた50.0%という水準は超えてしまうものの、**現行の社会保障制度を維持できる水準で潜在的国民負担率は推移していく**と言えるのである。

5 戦後日本の社会保障の成立

第二次世界大戦後、資本主義国においては「福祉国家」への転換が進められた。日本では、公的扶助という側面からは、1950年に生存権に基づいた生活保護制度が生まれ、社会保険という側面からは1961年に自営業などを対象とした国民健康保険制度が制定され、国民皆保険制度が実現した。年金制度についても同年に自営業者などを対象とする国民年金制度が確立し、国民皆年金制度が実現した。安定した経済成長と、2.0付近の出生率で人口推移が不変であることが前提のもと、日本は賦課方式の年金制度をとったのである。さらに、1973年には老人医療費の無料化、家族療養費の給付率の引き上げなどの制度が実施され社会保障の範囲はさらに拡大した。故に、この年は福祉元年と呼ばれている。このように日本の社会保障制度は、成立当初から生産年齢人口が老年人口を支える制度であった。それゆえに安定した人口基盤が前提となる制度なのだ。ここでいう安定した人口基盤というのは、1970年代までは維持されていた、人口が減りも増えもしない人口置換水準をさす。**今の日本の社会保障制度の基盤は1970年代までに作られたものだが、その前提が安定した人口基盤だったのである。**これと同様の政策の方針は、イギリス、アメリカといった資本主義国に共通の政策の方針であった。

6 スウェーデンモデルの検討

5章で述べた資本主義国と一線を画した高福祉国家建設を目指し、「大きな政府」志向で高負担高福祉国家を実現したのがスウェーデンである。ここでいう「大きな政府」とは具体的には、以下の2点である。1点目に、スウェーデンの政府支出と政府収入の国内総生産比は、それぞれ57%と58%である。これに対して、日本がそれぞれ37%と31%である。2つ目に国民負担率が70%を超えていることが挙げられる。高福祉を国民に提供する代わりに、各種租税の税率は日本より高い。例えば、スウェーデンでは消費税は25%である。このスウェーデンモデルとも呼ばれる社会保障の在り方は、少子高齢化社会の日本において、目指されるべきモデルであるという議論も行われる。例えば、マスコミが充実した福祉を取り上げて日本の福祉と比較して優れた点を報じることがある。具体的には2012年2月24日の読売新聞記事「[税と安心 一体改革の行方] (1) 消費税25%、北欧は納得」の記事が挙げられる。この中では、スウェーデンの4人家族を取り上げ、高負担であっても高福祉であることに納得している家族の姿が書

かれていた。他にも菅内閣の内閣参与であった五十嵐氏は、1997年の著「公共投資をどうするか」において、社会保障と福祉が充実している国としてスウェーデンを引き合いに出し、絶賛している。

しかし、日本はスウェーデンと以下の4点において決定的に異なるのであり、**ゆえにスウェーデンモデルを適用することは不相当だと考える。**

- ① スウェーデンの出生率は1.94、対して日本の出生率は1.39であり、安定した人口推移が見込める。
- ② スウェーデンの経済成長率はリーマンショックの影響を受けた2009年度以外は、3%から4%代を維持しており、安定したGDP推移が見込める。
- ③ スウェーデンの公的部門の人数は33%を超え全体の3分の1にも達する。これに対して日本は9.5%である。これによって多くの労働者が安定した収入を得ることができる。
- ④ スウェーデンの人口は940万人である。よって、日本と比べても予算管理のためのハンドリングコストが抑えられる。

以上の4点において、スウェーデンモデルは日本において不相当だと考える。

7 少子化対策の歴史

我が国では1990年に急激に出生率が落ち込んだ「1.57ショック」によって少子化問題に様々な政策が取られるようになった。最初に、少子化を問題意識において具体的にその原因を分析し、それに対応した政策を打ち出したのが1994年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」である。これはエンゼルプランとも呼ばれている。その中では、女性の高学歴化とそれに伴う女性の社会進出が少子化の背景となる原因だとしており、育児の肉体的、精神的負担を軽減させるために「夫婦で育児・家事を分担するような男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援策を強化する(本文引用)」と記されている。少子化対策の政策のとしては、教育、雇用、住宅、福祉の4面からの政策を掲げた。具体的にはそれぞれ、ゆとり教育の普及、男女共同参画、保育向けのニュータウンの建設、育児環境の整備である。ここで書かれていた育児環境の整備とは具体的には、「低年齢児受け入れ枠の拡大」「延長保育の拡充」「一時的保育事業の拡充」など、その当時の育児施設の質を高めるための政策であった。しかし、これらの政策が取られても出生率は回復しなかった。そのため、1999年にはエンゼルプランで掲げられた政策の中で重点的に行うべき政策を掲載する形で「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」が打ち出された。これは新エンゼルプランとも呼ばれる。この中では、育児環境の整備において、延長保育の推進、乳幼児の一時預かりの推進などエンゼルプランで挙げられていた政策を踏襲した。エンゼルプランとの違いとしては、2007年までの具体的数値目標を定めたことである。また、教育に関しても完全学校週5日制の実施など、ゆとり教育政策の徹底を目指し、教育に伴う経済的負担を軽減することを目標としていた。しかし、この後も出生率は回復せず2005年には出生率は戦後最低となる1.26を記録した。

これらの政策が機能しなかった理由としては2点考えられる。

1点目はこれらの政策の対象があくまで**キャリアウーマン層**でしかなかったからである。エンゼルプランやそれを踏襲した新エンゼルプランの目指す少子化対策は両方とも、男女が共同で働き、そのために

女性が働きながらも子育てできる支援を行うものであった。確かに 1994 年当時、女性労働者の 70%が正社員であった。しかし、バブル崩壊後のグローバル化に伴う不況によって女性の労働者数は急増した。結果、非正規雇用者の割合も増え、2011 年の労働力調査によると現在の日本では女性労働者の 54.5%の女性が非正規雇用である。このように、エンゼルプラン、新エンゼルプランはともに、**増えていく非正規雇用の女性労働者に対して機能しうる政策とは言えなかった**のである。なぜなら、非正規雇用形態では女性は安定した収入を得ることは出来ず、また事業所内保育施設や育児給付金といった恩恵を非正規雇用者は享受することができなかつたから⁷である。

2 点目は、バブル崩壊後の不況にともなう日本経済の景気悪化にともなって、**子育て支援に関する財源の捻出に財務省が消極的**であったことが挙げられる。この点に関して上智大学教授の増田雅暢氏は児童手当の給付など現金給付政策は不況の日本にあって「ばらまき福祉論」や「効果が乏しい」という先入観によって財務省が導入に消極的であったと述べている。2000 年以降、児童手当の給付範囲は拡大していったが、これは兼ねてから児童手当給付に積極的姿勢を示していた公明党が与党自民党と連立をしたからであり、政治主導で初めて子育て支援に対して具体的な財源が確保されたのが児童手当の給付範囲の拡大であった。

以上の理由によって、エンゼルプランや新エンゼルプランは出生率の回復にはつながらなかった。つまり、女性労働者の雇用形態を無視するだけでなく、少子化対策として財源を確保したり現金や行政サービスの支援を行ったりしなかつたのである。

ここで、少子化対策に成功している諸外国の事例を考えたい。フランスでは、1994 年に 1.65 だった出生率は 2008 年に 2.00 まで上昇した。これはフランスが日本と異なっていて、手厚い家族手当や保育サービスの充実といった子どもを持つ家庭に平等な少子化政策を行ったからである。ここで、この要因についてフランスの移民の多さによる生産年齢人口の増加を挙げる論者もいる。しかし、移民をフランスと同様に多く受け入れているドイツの出生率は 1.39 と低いのである。内閣府の発表によると、この原因の 1 つはドイツで保育サービスが不足していることである。ゆえに、移民は必ずしも出生率の上昇に寄与するものではないと言える。むしろ、保育サービスの充実や家族手当といったフランスで行われた少子化対策の方が、効果があると言える。日本の少子化対策が失敗した理由とその特殊性を考えたとき、上記したように 1990 年代から少子化対策のターゲット層を間違えたことが失敗の理由であり、同時に日本の少子化対策の特殊性として挙げられるのである。

8 少子化の原因

少子化の原因は 2 点存在する。それは**恋愛の自由化による魅力格差**と、**育児環境の不整備**である。これは、前者がそもそも未婚化や晩婚化が進んだ原因の一つであり、後者が結婚した夫婦が「子どもを産みたくても産めない」原因である。この 2 点について、詳しく見ていきたい。

8-1.恋愛の自由化による魅力格差

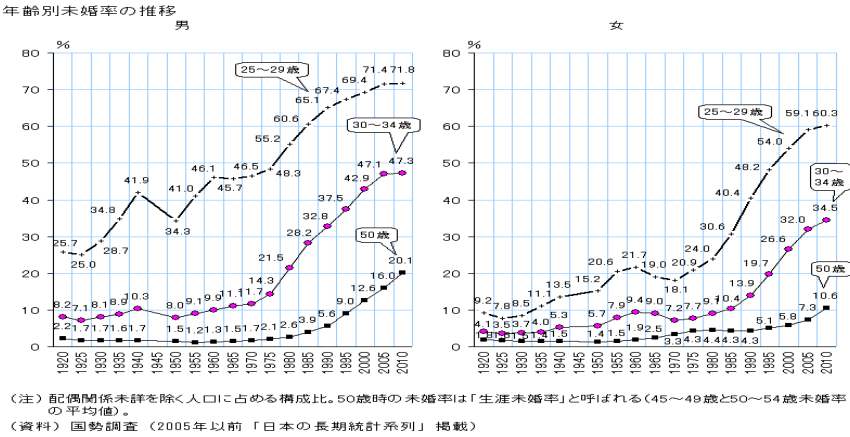
現在、生涯未婚率⁸は 2012 年度「子ども・子育て白書」によると男性で 20.1%、女性で 10.6%である。

⁷ 非正規雇用者であっても育児給付金が支給されるようになったのは 2004 年の制度改正から

⁸ 「45 歳から 49 歳」「50 歳から 54 歳」の 2 つの層の未婚率 (=一度も結婚したことがない人の割合)の平均を取ることで、50 歳の時点で結婚した人がない人の割合をしめすもの

1980年の生涯未婚率が男性2.6%で女性4.5%であることを考えて、30年間で生涯未婚率は急激に増加している。また年齢別の未婚率を見たグラフ(図6)においても、どの年齢層の未婚率も上昇している。この原因は、すなわち恋愛結婚がもたらした恋愛の自由化であると言える。

図6 年齢別未婚率の推移



1970年代前半と1970年代前半以降を比較すると、結婚形態が異なっている。具体的には、1965年ごろの団地における主婦調査では、結婚したきっかけの50%はお見合いであり、25%は職場の出会いで10%が兄弟の友達と知り合ったことであった。それに対し、現在は「みんなのウェディング」の調査によると、1位は職場関係であったものの、2位は友人の紹介、3位は学生時代の出会い、4位は合コン・飲み会、そして5位はSNSでの出会いとなっている。つまり、1970年代と比較して現在は、男女の出会いというものは様々な手段を通じて多様化していると言えるのだ。

これによって、男女交際の概念自体が変化した。具体的には、男女交際の機会が少ないがゆえに1970年代前半までは、見合いにしる、職場にしる、今の恋人を逃せば「次の機会はないかもしれない」という意識が結婚を促進したのである。つまり、男女恋愛の機会は限定的なものであり、男女の付き合いは結婚に直接的に通じるものであった。したがって、この時代までは「恋愛=結婚」だと言える。しかし、1970年代前半から現在に至るまで、恋愛の機会は多様化した。1980年代以降、女性の大学進学率は急上昇した。大学では合コンやサークル活動を通じて、男女が一緒に遊び行事を行う機会が増えた。さらに、職場であってもそれまでの男女分業体制から、女性が総合職に就くようになり、男女と一緒に仕事をするような機会が増えたのである。つまり、男女恋愛の機会は多様化したのであり、これにより結婚を前提とする男女の付き合いはなくなり、結婚までに複数の異性と関係を持つようになったのである。図7は3人以上の女性と性的関係を持っている男子大学生の割合をあらわしたグラフであるが、この数はこの6年間で急上昇している。一方で図8をみていただければ分かるように、性体験を持ったことのない男子大学生の割合も増えているのである。このような男女恋愛における自由化がもたらした、恋愛における、いわゆる「モテる、モテない」の格差のことを魅力格差と呼ぶ。つまり、魅力格差は恋愛の自由化によってもたらされたものなのである。

他にも恋愛の自由化による魅力格差の拡大を示す例がある。1970年代前半までは、性体験を持つことは結婚を前提とすること⁹であった。しかし、恋愛の機会の多様化によって、異性と付き合う回数が増加し、結果結婚を前提としない性体験が普遍的となった。性体験は、あくまで恋人同士のコミュニケーションの一環として行われるものとなったのである。実際、性行動経験の低年齢化が進む、つまり恋人を持つ年齢が早い時期になっているにもかかわらず、一方で、国立人口問題社会保障研究所によると18歳から34歳の未婚男性は61.4%が交際相手がおらず36.2%が性体験を持ったことがないのである。これも、魅力格差が拡大していることを示す事例の一つである。

こうして、学生時代に、特に男性について言えることだが、**異性とコミュニケーションを取る機会に格差が生まれ、結果いざ結婚を前提とした付き合いをしようとなったときに、女性の多様化した理想の男性像に応えることができず、女性をもっと魅力的な男性と付き合おうとしてしまい、結婚まで結びつかなくなってしまうのだ。**

8-2. 育児環境の整備

まず、現在の日本において、結婚した夫婦が平均して出産する子どもの数を表す合計結婚出生率は1.96となっている。国立社会保障人口問題研究所の発表によると、子ども0人の夫婦と子ども1人の夫婦の数が増加し、2010年の調査で初めて子ども2人未満の夫婦が2割を超えた。逆に子ども3人以上の夫婦は減っており、この割合は2割を下回ったのである。ここで図9を見ると、子どもが0人である家庭は結婚している夫婦の6.4%しかおらず、1人は15.9%、2人は56.2%となっている。よって本レジュメにおける少子化対策は、夫婦全体の6.4%しかいない子ども0人の夫婦に子どもを産んでもらう政策ではなく、子ども1人の夫婦に2人目を、子ども2人目の夫婦に3人目を産んでもらうような政策を打つことを目指し、したがって原因分析や政策提起も子どもを既に持っている夫婦を対象とする。

⁹ 山田昌弘『少子社会日本—もう一つの格差のゆくえ』p.178 より

図9 出生こども数分布の推移

表2-2 調査別こみた、出生こども数分布の推移(結婚持続期間15~19年)

調査(調査年次)	総数(集計母体数)	0人	1人	2人	3人	4人以上	未婚出生児数 (±標準偏差)
第7回調査(1977年)	100.0% (1,427)	3.0%	11.0	57.0	23.8	5.1	2.19人 (±0.023)
第8回調査(1982年)	100.0 (1,429)	3.1	9.1	55.4	27.4	5.0	2.23 (±0.022)
第9回調査(1987年)	100.0 (1,755)	2.7	9.6	57.8	25.9	3.9	2.19 (±0.019)
第10回調査(1992年)	100.0 (1,849)	3.1	9.3	56.4	26.5	4.8	2.21 (±0.019)
第11回調査(1997年)	100.0 (1,334)	3.7	9.8	53.6	27.9	5.0	2.21 (±0.023)
第12回調査(2002年)	100.0 (1,257)	3.4	8.9	53.2	30.2	4.2	2.23 (±0.023)
第13回調査(2005年)	100.0 (1,078)	5.6	11.7	56.0	22.4	4.3	2.09 (±0.027)
第14回調査(2010年)	100.0 (1,385)	6.4	15.9	56.2	19.4	2.2	1.96 (±0.023)

注：前表と同じ。

2008年に内閣府によって行われた「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」によると、子育てを行っている女性に対する3つ回答可の「子育てに必要なものは何か?」というアンケートにおいて、1位が**経済的支援措置**(72.3%)、2位が**育児環境の整備**(38.1%)であった。育児環境の整備とは、具体的には同調査の概要の中に「保育所の充実をはじめとした子どもを預かる事業の拡充」と書かれている。この「保育所の充実」とは2つ挙げられる。

1つ目は、**待機児童の解消**である。厚生労働省の2011年の発表によると、待機児童は46620人存在する。2011年に厚生労働省から発表された待機児童マップによると、東京、名古屋、大阪、福岡といった大都市でおよそ9割の待機児童が存在する。しかしながら、共産党の発表によると、待機児童が問題化した1998年から2008年まで増えた保育所の数は571ヶ所であり、認可保育施設の原則的な定員数が60人超であることを考えると、571ヶ所増えただけでは最大限でも34260人(571×60)しか収容できず、待機児童の解消にはつなげていない。

2つ目は、**認可外保育施設の存在**である。認可外保育施設とは、具体的にはベビーホテル、駅前保育所などの無認可保育所と、国の法令や通知で規定された事業所内保育所、病院内保育所、へき地保育所(市町村が山間部等に設置)などが挙げられる。認可外保育施設の存在が育児環境を悪化させている理由は2つ存在する。

1つ目は、**保育費が高い**ことである。認可保育施設は保育料の上限が7万円から8万円と定められており、平均して公立保育所で月2万円程度、私立保育所が月2万円から3万円程度、公立幼稚園が月6300円程度、私立幼稚園が2万3500円程度である¹⁰。これに対して認可外保育施設は、そもそも保育料の上限が定められておらず、月平均して7万円から8万円程度の保育料がかかる。つまり、認可外保育施設に子どもを預けると、年間平均100万円程度の保育料がかかり、正社員の平均年収が子育てを行う20代で351万円、あるいは30代で461万円であることを踏まえても、保育料だけで年収の23%から30%を占めてしまう。

2つ目は、**安全が確保されていない**ことである。保育施設で死亡した子どもの遺族でつくる「赤ちゃんの急死を考える会」の調査によると、1961年から2008年に保育施設で発生した死亡事故240件のうち、認可外での事故が85%を占めた。2004年から2009年の厚労省調査をもとに同会が算定した死亡事故発生率は、認可外が認可に比べて20倍高かった。また、厚生労働省の報道発表資料「保育施設における死

¹⁰ 平成17年版 国民生活白書 第3章 子育てにかかる費用と時間による

亡事例について」において、長野県立こども病院副院長の田中哲郎氏は専門家コメントとして「認可外保育施設の事例の中には、保育体制の不備や観察不足があったと考えられ、認可保育所よりも事故の発症率が高い(本文抜粋)」と現状分析を行っている。これは具体的には、浴室での死亡事故(観測不足)や乳児のうつぶせ死(保育体制の不備)が挙げられる。これに対して、厚生労働省はすべての認可外保育施設に対して年一回の国の立入調査を義務付けている。それは、児童福祉法第 59 条第 1 項その他関係法令の規定に基づき認可外保育施設指導監督基準に沿っている。しかし、厚生労働省「平成 22 年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」によると、ベビーホテルで全体の 18%にあたる 287 ヶ所、その他の認可外保育施設で全体の 28%にあたる 1527 ヶ所が立入調査を受けていない。加えて、指導監督基準を満たさない施設はベビーホテルで全体の 59%にあたる 757 ヶ所、その他の認可外保育施設で全体の 46%にあたる 1825 ヶ所も存在するのである。以上のように、**認可外保育施設の安全性は確固たるものと言えない**のである。

以上の「高額な保育費」と「安全性の不備」の 2 点をもって、認可外保育施設は育児環境を悪化させていると言える。

「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」によると、認可外保育施設を利用したことがある親は 2004 年の 22.9%から 2008 年には 26.6%に増加している。それに伴って、認可外保育施設の数も 1997 年と比較して 2006 年は増えており、入所児童数も増えている。また、この傾向は 2006 年以降も続き、厚生労働省の「平成 21 年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」によると、2009 年から 2010 年にかけては 116 ヶ所の認可外保育施設と、3255 人の入所児童数の増加があり、また同調査の平成 22 年度版によると、2010 年から 2011 年にかけては 179 ヶ所の認可外保育施設と、6431 人の入所児童数の増加があった。このように、**認可外保育施設はその数と入所児童数が増え続けている**。

また同時に、厚生労働省の「認可外保育施設の利用者の選択の現状」によると、認可外保育施設に子どもを入所させている親の理由として、「認可保育所に空きがなかった」や「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものは全体の 4 割を占める。つまり、高額な医療費や安全性の不備を理解しながらも、仕方なく認可外保育施設に子どもを預ける親は、認可外保育施設に子どもを預ける親の 4 割を占めるのだ。これこそがまさに育児環境の不備と言えるのである。

したがって、「待機児童」と「認可外保育施設の存在」という育児環境の不備が、子どもを多産することを躊躇う親の要因となっているのである。

また、もう一点、**保育士の不足**も問題となっている。現在、保育士の不足は深刻化しており、厚生労働省が全国の自治体に行ったアンケートで 76%の保育園が保育士が不足していると回答している。これも、育児環境を悪化させることにつながる。

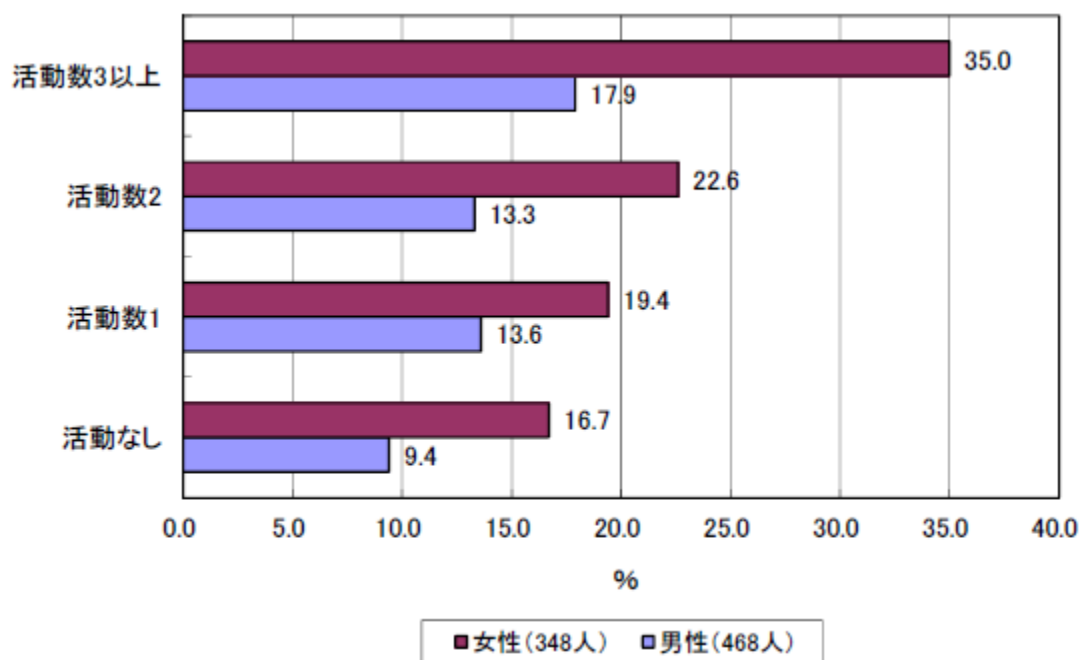
9 少子化に対する政策

9-1.恋愛の自由化にともなう魅力格差に対する政策

ここでは、「婚活」の事業拡大を政策としてかかげる。現在、独身であり交際相手がいる男女の割合は、男性で 29.1%、女性で 41.6%である。つまり、男性では 7 割、女性では半数以上の独身者が、交際相手すら持っていない状態なのである。しかしながら、国立社会保障人口問題研究所の出生動向調査によると、**9 割近い独身男女が「いずれは結婚するつもり」と答えており、結婚意欲そのものは衰えていない**と言える。そこで、独身者で交際相手のいない男女に「婚活」を通じて交際の契機を生みだしても

らう。ここでまず、「婚活」の定義をしておきたい。「婚活」とは、「未婚者が、過去一年の中で交際してみたい異性と出会うためにやってみたこと」と定義される¹¹。ここで、婚活の効果をしめしたい。図 10 は、婚活を 13 の活動に分類して、その中で行った活動の数別に、どれぐらい婚活の効果があつたかを示すグラフである。実際、婚活を多くすればするほど男女ともに交際相手ができる割合は増えている。したがって、婚活は交際相手との出会いに効果があると言える。

図 10 男女別にみた活動状況と翌年の交際相手の有無(前年に交際相手のいなかった未婚者)



では、具体的に婚活をどのように支援していくべきなのかを提示したい。ここでは、**婚活事業を行う団体に補助金を交付する**。実際、2009 年度には厚生労働省の「安心こども基金」の中の「地域子育て創生事業」で初めて婚活支援の予算が 500 億円計上された。これは、婚活支援をする J A や自治体などに、最大 1000 万円を交付するものであった。これにより、鳥取市は「鳥取市新たな出会い支援事業補助金」を 2010 年に設立して、婚活の援助を行った。この補助金予算は 100 万円とわずかであるが、昨年度までに 12 団体に支援を行い、鳥取市の発表によると 588 名の男女が婚活イベントに参加し、128 名のカップルの成立という成果が上がっている。以上より、さらに婚活に対する支援金を増やすことを政策にかかげる。2010 年度の第 4 次補正予算では、震災の影響もあり「地域子育て創生事業」の予算は 2010 年末で終了と定められた。よって、それまでの **500 億円を新たな支出**として必要とすると考える。

9-2. 育児環境の整備政策

認可外保育施設をすべて認定こども園とし、待機児童を解消する。また、ここで増えた認定こども園のために、保育士の数を増やす。認定こども園とは、保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、**都道府県知事が条例に基づき認定する施設**である。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設である。認定保育園は保育費と安全性の面で優れている。

¹¹ パネル調査にみる若者の交際の現状 より

保育費の面では、都道府県がその保育費を認可する必要がある、また都道府県からの助成金がもたらされている。

安全性の面では、認定こども園は都道府県に認定されるために、立入調査が行われ、安全性が必ず確認されている。

よって、認定こども園は保育費と安全性の面で優れていると言える。

厚生労働省の発表によると、現在の認定こども園の数は全国で 911 件であり、年平均して約 200 件増加している。しかし、200 件程度の増加では先述したように $60 \text{人} \times 200 \text{件} = 12000 \text{人}$ の収容しか計れず、待機児童の解消にはつながらない。原因分析で述べたように、現在待機児童は 46620 人存在するので、認定こども園が 780 件必要となる ($60 \times 780 \div 46620$)。また、認可外保育施設は現状 5800 件存在する(ベビーホテルは除く)。原因分析で述べたように 4 割の親が満足せずに認可外保育施設に子どもを預けているので、単純計算で $5800 \times 0.4 \div 2300$ 件の認可外保育施設を認定こども園にしなければならない。

ここで、認定こども園を新しく作る建設費に関しては、伊達市の資料によると敷地面積が約 4,100 m^2 で建築面積が約 1,400 m^2 の認定こども園で一件 3 億円の事業費が計算されている。これを基準とし、新しく 780 件を建設するには、つまり $780 \times 3 \text{億} = 2340 \text{億円}$ の支出が見込まれる。

では、認定こども園維持のためにかかる費用を計算したい。現状認定こども園建設や保育費支援のために計上されている安心こども基金は 600 億円である。このうち、先ほどの伊達市の認定こども園では国庫負担が 1.4 億円であることを考えて、年間 200 件建設される新しい認定こども園には 280 億円支出されていると考える。つまり、差し引き 320 億円 ($600 - 280$) が 911 件の認定こども園維持のために使われている。ここで、認定こども園の数は $2300 + 780 = 3080$ 件となるので、維持費はおよそ 3.3 倍の **1050 億円 ($320 \text{億} \times 3.3$)** かかると考える。つまり、認定こども園の建設費と維持費を合わせると **3390 億円** の新たな財源が必要となる。

また、保育士を増やす政策として、子育てなどの理由で保育士をやめた保育士の資格を持った人々に対して職場復帰してもらおう。実際、この政策は自治体の 2 割しか行っていない政策であるが、現在保育士の資格を以ていながらも就職していない人は全国に 57 万人存在する。このような人々は潜在的保育士と呼ばれる。保育施設側にたずねた、潜在的保育士の雇用にあたって重要なことというアンケートにおいては、保育士の勤務時間の調整が一番重要視されていた。よって、ここでは職場復帰のためにワークシェアリングを行い勤務時間の減少を行う。これは、**新しく設立される認定こども園においては一保育園あたりの適正人数の 2 倍の保育士を採用する**。こうして、増えた認定こども園に対して不足する保育士の数を補完する。また、保育士一人あたりの収入に関しては、国が援助を行う。具体的には 3080 件の認定こども園一件に対し、保育士の平均年収が 325 万円であることから考えて、その半分の 162 万円が一人あたりに支給されるはずである。ここで政府は生活保護水準である 200 万円を保障し、1 人あたり 162 万円の支援を行う。認定こども園一件あたりに 20 人が適正人数なので、その 2 倍である 40 人を一件あたり必要とし、認定こども園一件あたり 6480 万円 ($162 \text{万} \times 40 \text{人}$) を賃金上昇のために支給を行う。これが全国で 770 件新たに必要であるから、**498 億円 ($6480 \text{万} \times 770$)** の新たな財源が必要となる。

9-3. 財源の捻出

9-1 と 9-2 より、合わせて **3880 億円** の財源が新たに必要となる。これは**相続税**から捻出する。相続

税を財源とする理由は2点ある。1点目に相続税の理念の一つである「富の集中排除¹²」の理念が子ども政策支援に沿った理念であるからだ。というのも、子ども政策は子どもを産みたいと思う人々に均等にその恩恵がもたらされるべきであり、その点において富がある家系にのみ集中し子育てのために富が使われるのは不平等であるからである。2点目に、後述するが法定相続人が増えれば増えるほど課税ベースは少なくなる政策であるので、子どもを産むことによって相続税の負担減となる。すなわち、少子化対策に間接的に寄与することにもつながるのだ。

では、具体的に相続税からどう財源を捻出するかを提示したい。政策として、最低課税相続資産を現在の基礎控除 5000 万円＋法定相続人数×1000 万円とする。その上で基礎控除を廃止する。つまり、この最低課税相続資産を超える被相続人に対して資産別で一律の課税を行うのである。ここで、相続税率に対する控除も廃止する。

以下、本レジュメにおいて設定した相続税率と、それによる税金を見込んだグラフを提示する(図 11)。

図 11 現在の相続税件数と新しい税率によって見込める税金

合計課税価格 階級区分	件数		新しい 相続税率	現在の 平均課税価格	平均課税価格×税 率×件数＝ 見込める税金
	件数	累計割合			
	件	%	%	万円	億円
～1 億円	10750	23.1	1.5%	8383	140
～2 億円	21783	70.1	3.0%	13926	910
～3 億円	6601	84.3	4.0%	24127	640
～5 億円	4280	93.5	4.5%	37916	730
～7 億円	1369	96.4	5.0%	58469	400
～10 億円	842	98.2	5.0%	82838	350
～20 億円	639	99.6	6.0%	134401	520
～100 億円	168	100.0	6.5%	293220	320
100 億円超	6	100.0	7.0%	1796017	75
合計	46438			21765	400

(注) 財務省 相続税の合計課税価格階級別の課税状況等 (平成 21 年分) より筆者作成

具体的に説明したい。例えば妻と子ども 1 人を持つ資産 6000 万円の男性は、最低課税相続資産がこの場合 7000 万円であるので課税されず、7000 万円がそのまま被相続人 2 人に受け継がれる。一方、妻と子ども 2 人を持つ資産 1.0 億円の男性は、最低課税相続資産がこの場合 8000 万円であるので課税され、相続税率 1.5%分、すなわち 120 万円を被相続人は払わなければならない。

こうして 3880 億円の税金は、相続税の本来の税金を失うことなく確保されたのである。

以上

¹² 税大講本「相続税法」より

参考 URL

財務省：国民負担率（対国民所得比）の推移

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/019.htm

財務省：OECD 諸国の国民負担率（対国民所得比）

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/238.htm>

統計局：人口ピラミッド 昭和 60 年（1985 年）

http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/useful/u01_z14.htm

みんなのウェディングサイト：「結婚相手と出会ったきっかけ」ランキング

<http://www.mwed.jp/realwedding/love/785.html>

伊達市の子育て支援 認定こども園ってどんなもの？

<http://www.city.date.fukushima.jp/profile/k-kaiken/pdf/h21/20090430siryu8.pdf>

日本労働組合総連合会：（認定こども園における）都道府県の認定基準案の好事例

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/kodomoen/koujirei.html>

全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）【概要】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/01/dl/tp0118-1-96.pdf>

財務省「債務残高の国際比較（対 GDP 比）」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm

「学習院大学教授・鈴木亘のブログ(社会保障改革の経済学)」

<http://blogs.yahoo.co.jp/kqsmr859/35637699.html>

「平成 20 年国民年金被保険者実態調査結果のポイント」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-2a.pdf>

厚生労働省「保育施設における死亡事例について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002yx5.html>

国立人口社会保障問題研究所

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou14/chapter2.html>

幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究－愛知県内の保育者を対象とした意識調査から

<http://repository.aichi-edu.ac.jp/dspace/bitstream/10424/166/1/kenkyo563336.pdf>

生命保険文化センター 相続税を払う人はどれぐらいいる？

<http://www.jili.or.jp/lifeplan/houseeconomy/succession/8.html>

財務省 相続税の合計課税価格階級別の課税状況等（平成 21 年分）

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/138.htm

（閲覧日 8 月 30 日）

参考文献

- 岩田規久男『小さな政府を問い直す』ちくま新書 (2006)
- 山本昌弘『少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ』岩波新書 (2007)
- 広井良典『コミュニティを問いなおす—つながり・都市・日本社会の未来』ちくま新書 (2009)
- 高山憲之『年金の教室』PHP 新書 (2000)
- 加藤久和『世代間格差—人口減少社会を問い直す』ちくま新書 (2011)
- 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』ちくま新書 (2004)
- 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版 (2011)
- 高田里恵子『女子・結婚・男選び—あるいは<選ばれ男子>』ちくま新書 (2012)
- 山家悠紀夫『景気とは何だろうか』岩波新書 (2005)
- 中西泰之『人口学と経済学—トマス・ロバート・マルサス—』日本経済評論社 (1997)
- 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当) 『少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査概要』(2008)
- 厚生労働省 『今後の子育て支援のための施策の基本方向について』(1994)
- 厚生労働省 『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について』(1999)
- 厚生労働省 『子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために』(2010)
- 厚生労働省 『平成 24 年度社会保障予算について』(2012)